

佐倉市指名停止措置に関する苦情処理手続要領

(目的)

第1条 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日制定）（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止又は警告若しくは注意の喚起に対する苦情の処理に関する手続は、この要領に定めるものとする。

(対象となる措置)

第2条 本要領による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 指名停止
- (2) 警告若しくは注意の喚起（以下「警告等」という。）

(苦情申立ての教示)

第3条 市長は、指名停止または警告等を行う場合には、当該指名停止または警告等について、苦情申立てができる旨を教示するものとする。

(期間の計算)

第4条 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）に定める市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(苦情申立て)

第5条 第2条各号に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
 - (2) 申立てに係る措置
 - (3) 申立ての趣旨及び理由
 - (4) 申立ての年月日
- 3 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - (1) 指名停止 当該指名停止の期間内
 - (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第6条 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第7条 市長は、第5条第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による回答又は第7条の規定による却下をする場合には、第6条第1項又は第7条の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(再苦情申立て)

第9条 第6条第1項の規定による回答に不服がある者は、書面により、市長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

(1) 指名停止 当該指名停止の期間内(第6条第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内)

(2) 警告等 第6条第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(入札等監視委員会に対する審議依頼)

第10条 市長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに佐倉市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

(入札監視委員会における審議)

第11条 委員会における審議は、佐倉市入札監視委員会設置要綱(平成18年4月1日制定)第6条の規定に基づき行う。

(再苦情申立てに対する回答)

第12条 市長は、再苦情申立てを行った者に対し、委員会の審議結果を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

(2) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い市長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第13条 市長は、第9条第2項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表等)

第14条 市長は、第12条第1項の回答をしたときは、再苦情処理結果について公表するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に行う停止措置及び警告等から適用する。

附 則 (令和6年3月19日決裁佐契第1227号)

この要領は、令和6年4月1日より施行する。